

私たちは「市民が市民を支える社会」をめざします

成年後見制度における信託契約の活用



認定NPO法人東葛市民後見人の会

独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

成年後見制度における信託契約の活用

第1章 信託とは

信託とは、「信じて託すこと」、端的に言えば法律上、財産を移転して管理してもらうことである。信託法に則して述べれば（法第2、3条）、委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信託できる人（受託者）に対して、金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする制度をいう。

信託契約は、財産権の移転を前提としていることからわかるように、消費寄託契約など他の種々の契約に比し、契約当事者間の極めて強い信頼関係があつてはじめて成り立つ契約である。

成年後見制度が、成年後見人、成年被後見人、成年後見監督人さらには親族等々の強い信頼のもとに成立することに鑑みれば、この制度に信託契約を活用することは極めて有益であると言い得よう。信託方式の特性から多様な活用法が考えられるが、本稿ではそのなかで後見制度支援信託と任意後見における信託の活用について論ずる。

第2章 後見制度支援信託

成年後見開始事件数の増加に伴い不正事例が発生していることも踏まえ、本人の財産の管理・保護のあり方を含め、適切な後見事務を確保するために信託を利用することができないかという問題意識から、最高裁判所事務総局家庭局の提案で、後見制度における信託制度の活用について法務省民事局および信託協会の三者で勉強会を開催し、信託制度の機能を活用して後見制度を財産管理面で支援するものとして「後見制度支援信託」の仕組みが2011年にまとめられ、2012年2月から取り扱いが開始された。

(1) 制度の概要

後見制度支援信託は、特別な法律に基づく制度ではないが、家庭裁判所の指示に基づき、本人の現金、預貯金に関して、信託を活用して管理することができる仕組みである。後見制度を被後見人の財産管理面でバックアップするための信託であるといえよう。

この制度は法定成年後見制度および未成年後見制度の被後見人を対象としている。従って、補佐類型、補助類型の被補佐人、被補助人、任意後見制度の本人は利用できない。

後見制度により支援を受ける被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は預貯金として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みである。信託財産は、元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなる。

(2) 制度の仕組み (末尾図1参照)

① 契約手続き

家庭裁判所へ後見開始の申立をすることが前提となる。家庭裁判所は、本信託の利用に適していると判断したときに、具体的に利用の検討を開始する。利用することになった場合は、家庭裁判所がその旨の指示書を後見人に対して発行するので、後見人はその指示書を後見制度支援信託を取り扱う信託銀行等に提示の上契約手続きを行う。

後見制度支援信託では、被後見人の財産を安定的に運用するために、元本補填付の指定金銭信託を利用する。この制度で信託することのできる財産は、金銭のみに限られており株式等のリスク資産の運用は認められない。対象金額は、当初は1,000万円以上とされていたが、2014年5月より500万円以上に変更された。なお、後見制度支援信託の利用を目的として、保有資産である不動産・動産を売却することは想定されていない。

また、家庭裁判所は、株式等の金融資産については、本人の財産の現状を大きく変更することになるため、個別の事情毎に売却・換金をするかどうか検討する、としている。

② 契約締結後

- a 信託契約締結後、信託銀行等は、契約で定められた金額を、定期的に後見人が管理する預貯金口座に給付する(定期交付)。後見人は、この口座から本人の生活費用などの日常的な支出を行う。
- b 本人の医療目的などの支払いの費用が、後見人が管理する預貯金口座からの支出では不足する場合には、後見人は、家庭裁判所から指示書を得て信託銀行等に支払請求をすることで、その預貯金口座への一時金の交付を受ける。
- c 逆に本人に予定外の収入があった場合などには、後見人は、家庭裁判所から指示書を得て、信託財産に金銭を追加する(追加信託)こともできる。
- d 信託契約締結後の状況変化により、当初定められた定期交付の金額などに変更が必要になった場合や、信託契約を解約せざるを得ないような場合には、後見人は、家庭裁判所の指示書を得て、信託銀行等との間で信託の変更や解約をすることができる。
- e 信託期間中、信託銀行等からは、本人(後見人)に対して、定期的に報告書が送付される。この報告書は、後見人が後見事務の状況について家庭裁判所に報告する際に利用することが可能である。

(3) 制度の問題点

① 後見人の限定について

『市民後見人養成テキスト』(142頁)には、後見制度支援信託においては、「家庭裁判所は、この制度の利用の検討が必要と考えたときは、弁護士、司法書士等の専門職にある者を成年後見人に選任し、制度利用の適否を検討させる」とある。また、最高裁判所も、「原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人がご本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結します。」としている¹⁾。信託協会発行の『後見制度支援信託』には、この種の記載はない。

この制度導入の趣旨に鑑みれば、まとまった額の金銭の管理・運用については、金融機関の中でも特に専門性の高い信託銀行等に委託するのであるから、必ずしも後見人を専門職に限定する必要はないであろう。すなわち、身上監護については、主として後見人が担い、まとまった額の金銭の管理は信託銀行等に委託しそれぞれ役割分担をはかることで、より質の高い後見活動が可能となるからである。NPO法人の中には、信託銀行、普通銀行あるいは一般企業の経理・財務業務を経験し高度の専門知識を有する企業OBも少なからず在籍するのであるから、それらの人たちを有効に活用することができればなおのこと後見人を専門職に限定する必要はない。

後見制度支援信託については、「本制度は親族後見人が被後見人のために行う身上監護およびそれに伴う積極的な財産管理よりも、財産の保全が優先されることは否定できない」という意見がある(日本社会福祉士会²⁾)。しかしこの点については、先ず財産保全を考えるのではなく、本人の生活の質(QOL)を第一義として十分に検討した上でこの信託に委託する金額を決定することにすれば、解消される問題であろう。

(4) 利用の現況

最高裁によれば、2014年9月現在の利用件数は2,085件、委託金額は786億円、1件当たりの平均受託残高は3,770万円である。2013年末では、631件、239億円であったからこの9カ月間で急増している。

後見制度支援信託は、従来の家庭裁判所には例のない仕組みであったため、導入当初は、新たに後見が開始し後見人を初めて選任する場合(後見開始事件及び未成年後見人選任事件)のみを念頭に置いて利用されていた。その後、既に後見人が選任されているいわゆる管理継続中の事件においても、2013年4月頃から家庭裁判所における後見制度支援信託の運用が開始され、さらには家庭裁判所が積極的にこの制度の利用を進めていることが急増の原因と考えられる。(東京家庭裁判所後見センター発行「後見センターレポート」Vol. 4 & 5参照)

具体的な信託商品の仕組みを、信託協会社員である三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行4社について信託協会資料(別紙資料)により比較検討してみた。

・最低受託額

三井住友信託銀行および三菱UFJ信託銀行は1,000万円、みずほ信託銀行は1円以上、りそな銀行は、5,000円以上である。制度の趣旨に鑑みれば、一定額以上の定めは妥当であろう。

・管理報酬

三井住友信託、三菱UFJ信託は無料、みずほ信託は受託額により最低105千円～5,250千円の範囲内、りそなは契約時157.5千円、契約中は年3,150円の定額制である。委託に際しては、受託金額を勘案して検討する必要があるだろう。

・他の内容については、大きな違いは無い。

注：1) 最高裁判所『後見制度において利用する信託の概要』(家庭裁判所、2013)

2) 『支援者のための成年後見活用講座』(日本社会福祉士会、2013) 162頁

第3章 任意後見における信託契約の活用

任意後見制度における財産管理手段として、金銭信託の活用を検討する。先ず、信託の仕組みは、第1章で論じたように財産権自体を受託者に移転してしまうという信託の特性から、能力の衰えた委託者の財産保全については一般の預貯金に比し極めて有効であると考えられる。近時多発している高齢者の詐欺行為に対する自衛手段として有効に機能するとともに、後見人自身の不正を防止する上でも力を発揮する。次に、信託の受益者連続機能を利用することで、委託者一個人の生活保障を行うのみならず、夫婦単位として、さらには次世代への財産帰属まで考慮に入れたスキームも構築可能である。

このスキームについては、新井誠教授がすぐれた提言をされているので、以下この仕組みを中心に考察する¹⁾。

末尾図2参照(新井誠『成年後見法と信託法』(有斐閣)より引用)

(1) 信託の仕組み

① 委託者(夫)が受託者である信託銀行との間で、受益者の生活及び身上監護費用の支払い並びに円滑な相続手続きに資する信託財産の管理・運用・処分を目的とした特約付定期払い金銭信託を設定する。

具体的に想定される信託事務としては、

- a 委託者夫婦の生活費・介護費用の支払
- b 委託者夫婦の医療費・入院費の支払
- c 自宅の修理費の支払、
- d 委託者夫婦の葬儀費用の支払い
- e 任意後見費用の支払い 等が挙げられる。

ここでいう特約とは、連続受益者の設定（第1順位＝委託者たる夫、第2順位＝妻）、任意後見人の指図権の確認、信託終了時の信託財産帰属者（例えば子など）の指定等を内容とするものである。

- ② この信託設定契約と同時に、委託者である夫がNPO等を任意後見受任者とする任意後見契約を締結する。併せて、第2受益者である妻も同法人を任意後見受任者とする任意後見契約を締結する。

受託者である信託銀行は、受託財産の管理運用を行うとともに、分割交付である定期金の支払を夫の生存中は夫に、夫の死亡後は第2受益者の妻に支払う。受託者は、また特約に基づいて重要な信託事項について任意後見人と相談し、最終的には任意後見人の指示・監督の下に当該事務を遂行することになる。

（2）本スキームのメリット

- ① 信託銀行の資産管理能力と、任意後見監督人を通じて家庭裁判所の監督を受ける任意後見人を併用することにより、信託財産の高度な安全性を確保できる。
- ② 信託の活用により、任意後見人に専門的な資産管理能力がない事案でも対応ができる。
- ③ 資産を委託者の固有財産から切り離すので、詐欺・浪費による散逸が防止できる。
- ④ 連続受益者方式を通じて、受益権を第2受益者に確実に移転できる。
- ⑤ 身上監護事項に関して、専門能力を有する任意後見人を活用することにより、信託銀行を得意分野の財産管理に専念させることができるようになるとともに、専門家同士の連携を通じて利用者により良い生活の質を確保することができる。

注：1）新井誠『成年後見法と信託法』（有斐閣、2005）141頁以下

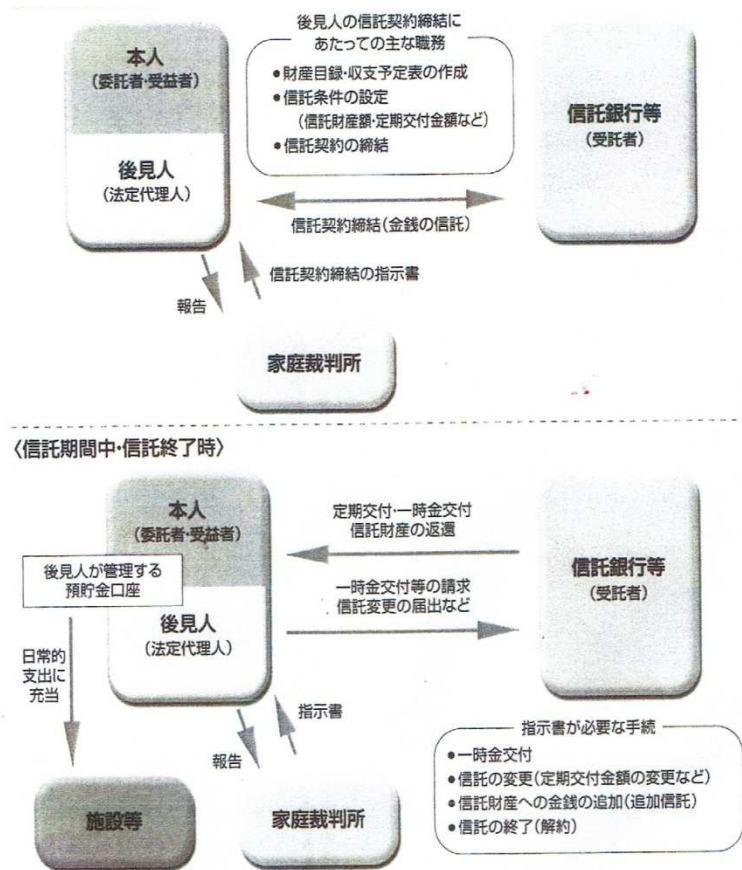
第4章 むすび

信託制度は、戦後は貸付信託あるいはビッグ等の普及により一部の資産家だけのものではなく広く一般預金者に利用されるようになった。さらには、企業年金信託、財産形成信託、遺言信託、公益信託等の普及によりさらに身近なものになってきている。

にもかかわらず、第2章で指摘した如く、後見制度支援信託において、「弁護士、司法書士等の専門職にある者を成年後見人に選任し、制度利用の適否を検討させる」あるいは「原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人が本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結する」として市民後見人の指定を妨げているのは、この制度の有効な活用にネックとなっているといわざるを得ない。

成年後見制度は、信託制度をもっと幅広く多様な事案に対応して弾力的に活用することで、これを必要とする人たちのニーズにより適切に伝えていくことができると考える。

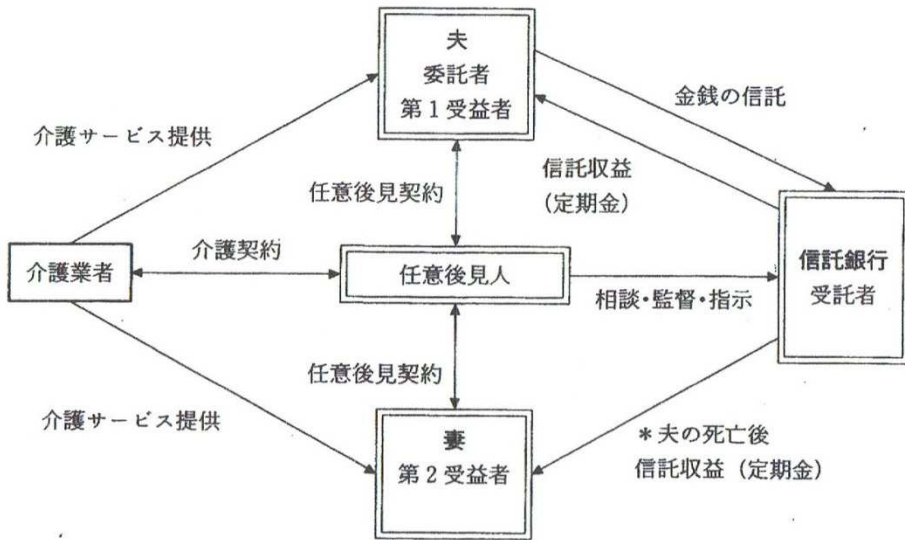
以上



『日本の信託 2013』(信託協会) より引用

図1 後見制度支援信託の仕組み

金銭信託+任意後見契約のスキーム図



新井誠『成年後見法と信託法』(有斐閣)より引用

図2 金銭信託+任意後見のスキーム図

別紙資料

後見制度支援信託の仕組みに沿った信託商品を提供している金融機関一覧 (H25.4.1現在)

信託銀行等名 (50音順)	三井住友信託銀行	みずほ信託銀行	三菱UFJ信託銀行	りそな銀行
ウェブサイト	http://www.smbf.jp/personal/entrustment/management/guardianship/	http://www.mizuho-tb.co.jp/	http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/	
連絡先	郵寄りの本支店 (http://mappc.smbf.jp/b/amb/atrr/?t=attr_con&obk=stb)	営業部店 (http://sasp.mapfcon.co.jp/b/mizuho_tb/) ご相談予約ダイヤル (電話) 0120-087-555	本店営業部 財務コンサルティング室 後見制度支援信託担当 (電話) 03-6250-4141	りそな後見制度支援信託コールデスク (電話) 0120-39-4151
契約受付	すべての本支店 (郵送手続については、個別に契約予定店と相談)	受付場所：みずほ信託銀行営業部店 受付方法：店頭受付又は郵送受付	郵送のみ	①店頭 ②メールアドレス ③信託代理店
最低受託額	1,000万円	1円以上 1円単位	1,000万円	5,000円以上 1円単位
信託報酬	無料	①契約時 【信託金が5億円以下の場合】 信託金に対し1.05% (税込)。ただし、上記の信託報酬率で計算した金額が10万5,000円 (税込) を下回る場合は、10万5,000円 (税込) 【信託金が5億円超の場合】 5.25万円 (税込) ②契約中：月額3,675円 (税込)	無料	①契約時 (追加信託は除く)：157,500円 (税込) ②契約中：月額3,150円 (税込) (年1回払い)
運用報酬	信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額	信託金の元本に対し、上限(年6%)・下限(年0.01%)の範囲内でみずほ信託銀行が決定する信託報酬率により計算	信託金を運用した収益から、予定配当額(予定配当率と信託金の元本により計算される額)等を差し引いた金額	運用収益から配当額を差し引いた金額(信託金の元本に対して、年0.01%から年5%の範囲内)
予定配当率 (H25.4.1現在)	5年以上：税引前年0.050% (税引後0.039%) 2年以上：税引前年0.040% (税引後0.031%)	税引前年0.050% (税引後0.0398425%)	税引前年0.050% (税引後0.039%)	5年以上：税引前年0.060% (税引後0.047811%)
解約手数料	①指示書に基づく一時金交付においては無料 ②特約において解約手数料不要と規定されていない事由による解約の場合には、千円につき1円 (H25.4.1現在) の手数料がかかるが、収益金の累計額を超えることはない。	無料	全部解約、一時金交付等の際にかかるが、収益金の累計額を超えることはない。	①一時金交付の際にかかる ②金銭信託 (5年もの) で運用するため、契約後5年未満で信託が終了する場合は、終了事由を問わず、信託契約日から契約終了の前日までに生じた税引後の収益を限度とし、解約手数料がかかる。
振込手数料	①定期金交付における送金は無料 ②全部解約及び一時金交付後の他行及び他店への振込みの際にかかる。	無料	①定期金交付における送金は無料 ②全部解約、一時金交付等の後の他行への振込みの際にかかる。	①定期金交付における送金は無料 ②全部解約及び一時金交付後の他行 (グループ以外) への振込みの際には信託財産から受領する。

※商品の詳細については、各信託銀行等に直接お問い合わせください。

＜ 参考文献＞

著者	書名、文献名	出版社	発行年
信託協会	信託主要法令資料	信託協会	2013
信託協会	後見制度支援信託	信託協会	2012
信託協会	日本の信託 2013	信託協会	2013
遠藤 英嗣	新しい家族信託	日本加除出版	2013
星野 豊	信託法	信山社	2011
新井 誠	成年後見法と信託法	有斐閣	2005
道垣内 弘人	信託法入門	日本経済新聞出版社	2007
最高裁判所	後見制度において利用する信託の概要	家庭裁判所	2013
NPO法人地域ケア政策ネットワーク	市民後見人養成テキスト	地域ケア政策ネットワーク	2013
日本社会福祉士会	支援者のための成年後見活用講座	日本社会福祉士会	2013
日本司法書士会連合会	月報司法書士2012.3 No. 481	日本司法書士会連合会	2013
寺本 恵 (信託協会)	後見制度支援信託の取り扱い状況について『信託』259号、2014.8	信託協会	2014
和波宏典、松永智史(最高裁判所事務総局)	後見制度支援信託の運用状況について『信託』259号、2014.8	信託協会	2014

執筆者紹介 篠崎 仁 (しのざき ひとし)

経歴：住友信託銀行 OB 住友信託銀行梅田支店長、大和インターナショナル信託銀行常務取締役、住信アセットマネジメント（株）常務取締役などを経て退職

所有資格：社会保険労務士、宅地建物取引主任者

趣味 活動：日本山岳会会員、山岳地域の自然保護活動、ギリシア哲学研究など。

・東京大学市民後見人養成講座修了（6期生）

当会会員、（鎌ヶ谷市在住）



当会は、東京大学市民後見プロジェクトの修了生などが平成 23 年 2 月に設立した団体です。26 年 3 月には、これまでの公益的な活動が評価されて、千葉県知事より認定 NPO 法人に認定されました。

認定NPO法人東葛市民後見人の会

法人後見部 研修委員会 理事長室

本部 〒270-1132 千葉県我孫子市湖北台 6-5-20

電話・FAX 04-7187-5657

Email Info@t-shimin-kouken.org

URL <http://t-shimin-kouken.org>

支部 我孫子 柏 鎌ヶ谷 流山 野田 松戸

会員数 148 名（26/3 現在、正会員 83 名、賛助会員 65 名）

平成 27 年 2 月作成

